

徳島県教育委員会規則第二号

。 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和元年十月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十
八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六十二条」の下に「、第七十条第一項」を、「第六十条」の下に「
（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。